

「平成27年度
健診(検診)カレンダー」発行



平成27年度の乳幼児健診、がん検診の日程等について掲載しています。ぜひご活用ください。

- 配布時期 / 3月中旬から下旬
- 配布方法 / 区・自治会を通じて世帯ごとに配布
※区・自治会に加入されていない方は、市役所各地域市民センター・保健センターに置いてありますので、ご利用ください。

健康推進課 健康政策係
☎65-0703 / ☎63-4591

市が実施するがん検診

- ①がんの種類 ②対象年齢と適切な受診間隔
- ③がん検診の方法 ④自己負担費用(※70歳以上無料)

<p>①胃がん検診 ②40歳以上・1年に1回 ③胃X線撮影(バリウム使用) ④900円</p>	<p>①肺がん検診 ②40歳以上・1年に1回 ③胸部X線撮影と喀痰検査(一定以上の喫煙者) ④200円(喀痰検査追加500円)</p>
<p>①子宮頸がん ②20歳以上の女性・2年に1回 ③内診・細胞診 ④集団検診(30歳以上)1,000円 医療機関1,700円</p>	<p>①大腸がん検診 ②40歳以上・1年に1回 ③便潜血検査(2日法) ④500円</p>
<p>●受診場所 【集団検診】保健センターなど 【医療機関】市の指定医療機関</p> <p>(※1) 肝臓がんは、生活習慣病や肝炎ウイルスとの関連があるとわかっています。市が実施する肝炎ウイルス検診は、市の指定医療機関で簡単な血液検査によって受けられる検査です。</p>	<p>①乳がん検診 ②40歳以上の女性・2年に1回 ③医師視触診とマンモグラフィ(乳房X線撮影) ④1,500円</p>

健康推進課 健康増進係
☎65-0737 / ☎63-4591

早期発見のために
がん検診の定期的な受診を

がんは、国の統計で2人に1人がかかる可能性があると言われており、現在、死因の1位を占めています。市内でも同様で、誰にとっても深刻な問題となっています。

「自身の健康を守るため、定期的な受診でがんの早期発見に繋がります。」

■検診の対象は「健康」な人

がん検診は、一般に自分は「健康」だと思われる人に行うべき検査です。早期のがんでは症状はまず出ないため、何も症状がないうちに検査を受けることが大切です。

■大切なのは定期的な受診と精密検査

定期的な受診されている方から発見されるのは、ほとんどが「早期がん」であり、その後の治療が早くできるため、治療後の経過も良好なことが多いのです。一方、定期的な受診が受けられない方からは「進行がん」が見つかることがあります。がんが進行すると治療による負担も大きくなり、仕事や家事、育児といった生活上に大きな支障となります。また、精密検査が必要な場合は、必ず検査を受けることが早期発見・治療のために何よりも重要です。

■市の検診をご利用ください

市では、国による研究・分析で早期発見に繋がることが明らかになっている、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんのがん検診を実施しています。費用の一部を市が助成し、少ない自己負担で受診いただけます。健康保険組合などで検診を受ける機会がない場合は、ぜひ市の検診をご利用ください。

病院で受ける胃・肺・大腸がんの検診を初めて受診しました。私の場合は、朝食は軽く食べることができ、昼食前に受付をするので、30分程度で検査を終えられました。仕事をしながら、自分の都合に合わせて、短時間で受けられる検診は手軽で便利です。(40代・女性)

市の死亡原因を見ると、がん検診で発見できるがんが多いことがわかります。また、男性の3位を占める肝臓がんについては、肝炎ウイルス検診を実施しています。(※1)

1位	男性	肺・気管支	女性	肺・気管支
2位	男性	胃	女性	胃
3位	男性	肝臓	女性	腸・直腸

▶甲賀市の死因がんの種類順位(平成25年)

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

平成27年4月1日から
後期高齢者医療保険料(均等割額)の軽減範囲が拡大されます

●均等割額が5割軽減される方
被保険者ごその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方

【改正前(平成26年度保険料まで)】
「基礎控除額(33万円)」+
「24.5万円×世帯の被保険者数」

【改正後(平成27年度保険料から)】
「基礎控除額(33万円)」+
「26万円×世帯の被保険者数」

●均等割額が2割軽減される方
被保険者ごその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方

【改正前(平成26年度保険料まで)】
「基礎控除額(33万円)」+
「45万円×世帯の被保険者数」

【改正後(平成27年度保険料から)】
「基礎控除額(33万円)」+
「47万円×世帯の被保険者数」

◎平成27年度の保険料から適用されます。
◎均等割額9割軽減、8.5割軽減に該当される方は、変更ありません。
◎おひとりごとの保険料の額は、平成27年6月中旬に算出・決定し、7月に郵便でお知らせします。

問い合わせ
保険年金課 後期高齢者医療係
☎65-06889 / ☎63-4618

市内公共施設などにAED159台を配備

心臓の心室がけいれんする「心室細動」という非常に危険な不整脈は、心停止を引き起こし、毎年、多くの方が尊い命を落とされています。しかし、心停止が発生してから救急車が到着するまでに適切な処置を周囲の方が施せば、多くの命が助かります。そのため、市では心臓を正常な状態に戻す機能を持つAED(自動体外式除細動器)の整備を進め、平成26年度には新たに6台のAEDを設置し、現在、市の公共施設などの設置台数は159台となりました。AEDの使用については特別な資格は不要で、音声ガイダンスの指示により簡単に使用していただけます。



【AEDを新たに設置した施設】

地域	施設
水口	水口城資料館
土山	東海道伝馬館
甲賀	にんくる児童館、油日地域市民センター、くすり学習館
信楽	紫香楽宮関連遺跡群調査事務所(宮町事務所)

AEDを設置している市内公共施設などの一覧は市ホームページに掲載しています。

危機管理課
☎65-0665 / ☎63-4619